

■ 正誤表

E R I アカデミーの講習テキストの記載に不明瞭な箇所がありましたので、次のとおり訂正をお願いいたします。

頁	行	誤	正
II - 6	23	※ 平成 29 年 4 月からの大規模非住宅建築物の省エネ基準適合性判定においては、一次エネルギー消費量についてのみ確認する。	※ PAL*は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する際に、基準値以下とすることが求められる。(平成 28 年 4 月の時点で現存する建築物を除く。)

■ 修正表

建築基準法の改正（平成30年9月25日施行）等に伴い、E R I アカデミーの講習テキストの記載について、次のとおり読み替えをお願いいたします。
(____ が読み替え部分)

頁	行	修正前	修正後																																																
I - 22	2	<table><tr><th colspan="2">法・令の区分</th><th rowspan="2">条文見出し等</th><th colspan="2">建築物の区分</th></tr><tr><th rowspan="5">法 (第2章)</th><th>(略)</th><th>(略)</th><th>A</th><th>B</th></tr><tr><th>第 22 条～第 25 条</th><td>屋根、外壁、木造建築物等である特殊建築物の外壁等、建築物が第 22 条第 1 項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置、大規模の木造建築物等の外壁等</td><td>○</td><td>－</td></tr><tr><th>(略)</th><th>(略)</th><th>(略)</th><th>(略)</th></tr><tr><th>(略)</th><th>(略)</th><th>(略)</th><th>(略)</th></tr><tr><th>(略)</th><th>(略)</th><th>(略)</th><th>(略)</th></tr></table>	法・令の区分		条文見出し等	建築物の区分		法 (第2章)	(略)	(略)	A	B	第 22 条～第 25 条	屋根、外壁、木造建築物等である特殊建築物の外壁等、建築物が第 22 条第 1 項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置、大規模の木造建築物等の外壁等	○	－	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table><tr><th colspan="2">法・令の区分</th><th rowspan="2">条文見出し等</th><th colspan="2">建築物の区分</th></tr><tr><th rowspan="4">法 (第2章)</th><th>(略)</th><th>(略)</th><th>A</th><th>B</th></tr><tr><th>第 22 条～第 25 条</th><td>屋根、外壁、建築物が第 22 条第 1 項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置、大規模の木造建築物等の外壁等</td><td>○</td><td>－</td></tr><tr><th>(略)</th><th>(略)</th><th>(略)</th><th>(略)</th></tr><tr><th>(略)</th><th>(略)</th><th>(略)</th><th>(略)</th></tr></table>	法・令の区分		条文見出し等	建築物の区分		法 (第2章)	(略)	(略)	A	B	第 22 条～第 25 条	屋根、外壁、建築物が第 22 条第 1 項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置、大規模の木造建築物等の外壁等	○	－	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法・令の区分		条文見出し等	建築物の区分																																																
法 (第2章)	(略)		(略)	A	B																																														
	第 22 条～第 25 条	屋根、外壁、木造建築物等である特殊建築物の外壁等、建築物が第 22 条第 1 項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置、大規模の木造建築物等の外壁等	○	－																																															
	(略)	(略)	(略)	(略)																																															
	(略)	(略)	(略)	(略)																																															
	(略)	(略)	(略)	(略)																																															
法・令の区分		条文見出し等	建築物の区分																																																
法 (第2章)	(略)		(略)	A	B																																														
	第 22 条～第 25 条	屋根、外壁、建築物が第 22 条第 1 項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置、大規模の木造建築物等の外壁等	○	－																																															
	(略)	(略)	(略)	(略)																																															
	(略)	(略)	(略)	(略)																																															
I - 56	15～18	建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ 1m以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(以下この項において「老人ホーム等」という。)の用途に供する部分(第6項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。)	建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ 1m以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(以下この項及び第 6 項において「老人ホーム等」という。)の用途に供する部分(第 6 項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。)																																																

頁	行	修正前	修正後																																				
I - 56	29・30	政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積は、算入しないものとする。	政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積は、算入しないものとする。																																				
	10	<table><tr><th>A(建築物の部分)</th><th>B(割合)</th></tr><tr><td>備蓄倉庫部分</td><td>1/50</td></tr><tr><td>蓄電池設置部分</td><td>1/50</td></tr><tr><td>自家発電設備設置部分</td><td>1/100</td></tr><tr><td>貯水槽設置部分</td><td>1/100</td></tr></table>	A(建築物の部分)	B(割合)	備蓄倉庫部分	1/50	蓄電池設置部分	1/50	自家発電設備設置部分	1/100	貯水槽設置部分	1/100	<table><tr><th>A(建築物の部分)</th><th>B(割合)</th></tr><tr><td>備蓄倉庫部分</td><td>1/50</td></tr><tr><td>蓄電池設置部分</td><td>1/50</td></tr><tr><td>自家発電設備設置部分</td><td>1/100</td></tr><tr><td>貯水槽設置部分</td><td>1/100</td></tr><tr><td>宅配ボックス設置部分</td><td>1/100</td></tr></table>	A(建築物の部分)	B(割合)	備蓄倉庫部分	1/50	蓄電池設置部分	1/50	自家発電設備設置部分	1/100	貯水槽設置部分	1/100	宅配ボックス設置部分	1/100														
	A(建築物の部分)	B(割合)																																					
備蓄倉庫部分	1/50																																						
蓄電池設置部分	1/50																																						
自家発電設備設置部分	1/100																																						
貯水槽設置部分	1/100																																						
A(建築物の部分)	B(割合)																																						
備蓄倉庫部分	1/50																																						
蓄電池設置部分	1/50																																						
自家発電設備設置部分	1/100																																						
貯水槽設置部分	1/100																																						
宅配ボックス設置部分	1/100																																						
I - 57	36	<table><tr><th>A(建築物の部分)</th><th>B(割合)</th></tr><tr><td>エレベーターの昇降路の部分</td><td>－</td></tr><tr><td>自動車車庫等部分</td><td>1/5</td></tr><tr><td>備蓄倉庫部分</td><td>1/50</td></tr><tr><td>蓄電池設置部分</td><td>1/50</td></tr><tr><td>自家発電設備設置部分</td><td>1/100</td></tr><tr><td>貯水槽設置部分</td><td>1/100</td></tr></table>	A(建築物の部分)	B(割合)	エレベーターの昇降路の部分	－	自動車車庫等部分	1/5	備蓄倉庫部分	1/50	蓄電池設置部分	1/50	自家発電設備設置部分	1/100	貯水槽設置部分	1/100	<table><tr><th>A(建築物の部分)</th><th>B(割合)</th></tr><tr><td>エレベーターの昇降路の部分</td><td>－</td></tr><tr><td>自動車車庫等部分</td><td>1/5</td></tr><tr><td>備蓄倉庫部分</td><td>1/50</td></tr><tr><td>蓄電池設置部分</td><td>1/50</td></tr><tr><td>自家発電設備設置部分</td><td>1/100</td></tr><tr><td>貯水槽設置部分</td><td>1/100</td></tr><tr><td>宅配ボックス設置部分</td><td>1/100</td></tr></table>	A(建築物の部分)	B(割合)	エレベーターの昇降路の部分	－	自動車車庫等部分	1/5	備蓄倉庫部分	1/50	蓄電池設置部分	1/50	自家発電設備設置部分	1/100	貯水槽設置部分	1/100	宅配ボックス設置部分	1/100						
A(建築物の部分)	B(割合)																																						
エレベーターの昇降路の部分	－																																						
自動車車庫等部分	1/5																																						
備蓄倉庫部分	1/50																																						
蓄電池設置部分	1/50																																						
自家発電設備設置部分	1/100																																						
貯水槽設置部分	1/100																																						
A(建築物の部分)	B(割合)																																						
エレベーターの昇降路の部分	－																																						
自動車車庫等部分	1/5																																						
備蓄倉庫部分	1/50																																						
蓄電池設置部分	1/50																																						
自家発電設備設置部分	1/100																																						
貯水槽設置部分	1/100																																						
宅配ボックス設置部分	1/100																																						
I - 65	10	<table><tr><th></th><th>条文</th><th>概要</th><th>階避難 安全性能 を有する</th><th>全館避難 安全性能 を有する</th></tr><tr><td rowspan="3">防火 区 画</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>令第112条第12項 令第112条第13項</td><td>異種用途区画</td><td>－</td><td>○</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>		条文	概要	階避難 安全性能 を有する	全館避難 安全性能 を有する	防火 区 画	(略)	(略)	(略)	(略)	令第112条第12項 令第112条第13項	異種用途区画	－	○	(略)	(略)	(略)	(略)	<table><tr><th></th><th>条文</th><th>概要</th><th>階避難 安全性能 を有する</th><th>全館避難 安全性能 を有する</th></tr><tr><td rowspan="3">防火 区 画</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>令第112条第12項</td><td>異種用途区画</td><td>－</td><td>○</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>		条文	概要	階避難 安全性能 を有する	全館避難 安全性能 を有する	防火 区 画	(略)	(略)	(略)	(略)	令第112条第12項	異種用途区画	－	○	(略)	(略)	(略)	(略)
	条文	概要	階避難 安全性能 を有する	全館避難 安全性能 を有する																																			
防火 区 画	(略)	(略)	(略)	(略)																																			
	令第112条第12項 令第112条第13項	異種用途区画	－	○																																			
	(略)	(略)	(略)	(略)																																			
	条文	概要	階避難 安全性能 を有する	全館避難 安全性能 を有する																																			
防火 区 画	(略)	(略)	(略)	(略)																																			
	令第112条第12項	異種用途区画	－	○																																			
	(略)	(略)	(略)	(略)																																			
I -102	26	国土交通大臣にあつては官報で、	国土交通大臣にあつては官報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で、																																				

以上